



平成 22 年 6 月 23 日
国土交通省 東京航空局

(株) ジャムコに対する業務改善勧告について

航空機整備の請負事業者である(株)ジャムコが航空法の規定に基づく認定事業場の業務として実施したビーチクラフト式 C90A 型機の整備において、航空機使用者の整備要綱に指定される検査（航空機の原設計者の指定する検査と同じ）が実施されていなかった旨、同社から報告がありました。

これは、航空法第 20 条第 2 項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為に該当します。同社は過去 1 年以内に検査項目の設定漏れ等、整備上の不備を 2 件発生させているにもかかわらず当時採られた対策が十分でなかったこと、さらに同社が重責を担う航空機の整備検査認定事業場であることも重視し、本日、東京航空局長から同社代表取締役社長あて業務改善勧告を行い、再発防止対策の策定等を指示しましたのでお知らせします。

別添 1 (株)ジャムコの不適切な認定業務について（概要）

別添 2 認定業務の適正な実施のための業務改善について（勧告）

お問合せ先

東京航空局保安部航空機検査官室

電話 03-5275-9292 (代表)

担当 先任航空機検査官 山田 康弘 (内線 7580)

(直通) 03-5275-9325

(FAX) 03-5216-5571

※代表電話の交換業務は、08:30～17:45 です。

この時間帯以外は、恐れ入りますが直通でお問合せください。

(株) ジャムコの不適切な認定業務について（概要）

1. 概要

航空機の整備請負事業者である（株）ジャムコが航空法第20条の規定に基づく認定事業場の業務として実施したビーチクラフト式C90A型機の整備において、航空機使用者の整備要綱において指定される検査（航空機の原設計者の指定する検査と同じ）が実施されていない事象が発見されました。

これは、航空法第20条第2項の規定により認可を受けた業務規程に違反するものです。

事象の発見日：平成22年6月16日

事象の内容：

- (1) 整備を受託するビーチクラフト式C90A型機の燃料ポンプ・フィルターの検査（目詰まりの目視検査及び清掃）が実施されていなかった。
- (2) 当該検査は、航空機使用者の整備要綱において600時間毎に実施することが定められている。（航空機の原設計者の指定する方法と同じ）
- (3) 本件は、整備要綱に基づきジャムコが実施した作業指示書の改定に伴い発見された。

是正処置（既に実施したもの）：

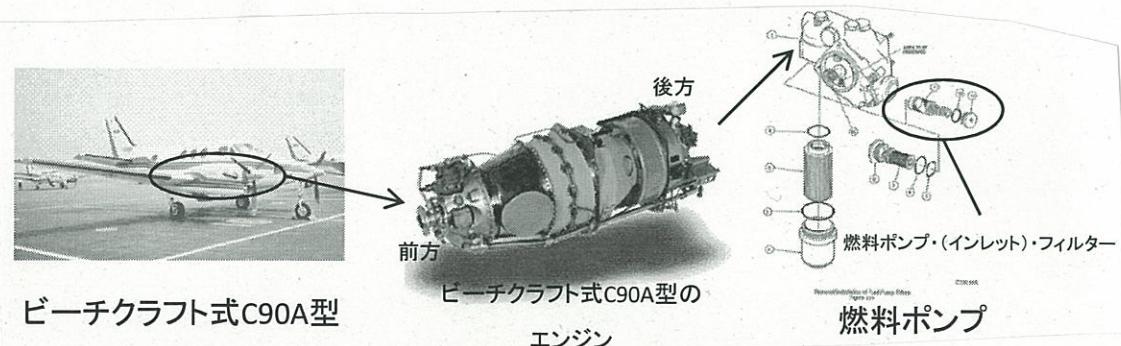
- (1) 整備を受託するC90A型8機16台の燃料ポンプのうち、必要な検査が実施されていなかった6機10台に対して、ジャムコは17日、燃料ポンプ・フィルターの検査を実施し、問題がないことを確認した。
(注：当該機は双発機のため左右エンジンに各1台燃料ポンプを装備)
- (2) ジャムコは17日、C90A型機について、他に同種の整備管理上の検査漏れがないことを確認した。

2. 業務規程との関係

本件は、航空機使用者の整備要綱に基づく認定業務を実施しなかったことが業務規程に違反するものです。

業務規程（抜粋）：

- (1) 認定作業は、航空機等の原設計者等の指定する方法に従う。
- (2) 特定の顧客について航空機整備を受託する場合は、航空機の使用者が作成した整備要綱に基づき作業を行うことができる。
- (3) 上記整備要綱は、当該航空機の原設計者が推奨する整備プログラムと同等又は、それ以上であること。



3. 過去の不具合事例（安全性に重大な影響はなかった）
 - (1) 昨年6月 機体部品の検査項目の管理ミスによる検査漏れ
 - (2) 本年2月 プロペラ関連装備品の時間情報の誤入力による検査漏れ

4. 対応

東京航空局としては、今後ジャムコに対する立入検査等を行うとともに、同社が策定する再発防止対策等の報告も踏まえ、厳正に対処してまいります。

【参考】

航空法第20条の規定に基づく認定事業場は、認可を受けた業務規程に従つて航空機の整備、改造及び検査等を実施することにより、航空機の法定確認を行うことができる。特に、航空機の整備検査認定事業場は、法令に基づき航空機基準適合証を発行することができる。国は当該適合証に基づき国の検査を一部省略して、航空機の耐空証明書を交付する。



別添2

東空檢 第36号

平成22年6月23日

株式会社ジャムコ

代表取締役社長 寺田 修 殿

国土交通省

東京航空局長 荒井 伸



認定業務の適正な実施のための業務改善について（勧告）

貴社が航空法第20条の規定に基づく認定事業場の業務として実施したビーチクラフト式C90A型機の整備において、航空機使用者の整備要綱に指定される検査が実施されていない事実が認められた。

当該行為は、航空法第20条第2項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為であり、また、貴社においては過去1年以内に検査項目の設定漏れ等、整備上の不備を2件発生させているにもかかわらず当時採られた対策が十分でなかったことは誠に遺憾である。

貴社は重責を担う航空機の整備検査認定事業場であることにも鑑み、その原因及び背景を詳細調査するとともに下記を含む必要な再発防止対策を策定し、認定業務を適正に実施するよう、業務の改善を勧告する。

については、認定事業場として必要な措置を講じ、平成22年7月7日までに文書にて報告されたい。

記

1. 作業指示の適切性に係る緊急点検

航空機原設計者、航空機使用者等の指定する方法（メンテナンス・マニュアル、整備規程、整備要綱等）と現場への作業指示（作業指図書等）との整合性について、整備を受託する航空機について緊急点検を実施すること。

2. 適切に作業指示が行われる仕組みの構築

航空機原設計者、航空機使用者等の指定する方法に従って適切に現場へ作業指示が行われる仕組みを構築するとともに、その仕組みを業務規程において明確化すること。